

藤岡市農業委員会

令和6年第5回

定例会議事録

令和6年5月7日招集

令和6年藤岡市農業委員会第5回定例会議事録

令和6年5月7日、藤岡市農業委員長 浅見 健司は、令和6年藤岡市農業委員会第5回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

議案第 24号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 25号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 26号 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について

議案第 27号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について

議案第 28号 農業委員会の適正な事務実施について

報告第 9号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について

報告第 10号 農地法関係出願等について

[出席農業委員] (13名)

1番 飯塚 光	2番 武藤 賢太郎	3番 秋谷 房江	4番 松村 敏恵
5番 清水 淑朗	6番 田沼 範明	7番 浅見 健司	8番 山口 暁
9番 清水 春樹	10番 中村 章弘	12番 鈴木 儀幸	13番 川村 信行
14番 塚本 欣吾			

[出席農地利用最適化推進委員] (4名)

3番 根岸 秀利	7番 野辺 均	10番 水沼 勝美	14番 堀越 昭彦
----------	---------	-----------	-----------

[事務局]

事務局 長	横田 道明
係 長	春山 崇
係 長 代 理	笠原 諒亮

事務局 次 長	真下 和弘
係 長 代 理	宮原 優雅子

(開会13時31分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和6年第5回定例会を進行させていただきます。本日の下審査につきましては、中庁舎3階の小会議室を用意しております。2班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、浅見会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和 6 年第 5 回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数 14 名中、出席委員 13 名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。10 番中村委員、12 番鈴木委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第 24 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案第 25 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、以上 2 議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この 2 議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時31分)

(再開14時01分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第 24 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 24 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番と 2 番の 2 件です。整理番号 1 番は、市外の法人が、農業経営の規模拡大を図るため、本郷の農地 1 筆、面積 665 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 17 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、同じく市外の法人が、農業経営の規模拡大を図るため、神田の農地 1 筆、面積 1,494 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 17 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 24 号整理番号 1 番と 2 番について 1 班の班長さんより報告がありました。整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 24 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 24 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 24 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 24 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 24 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 24 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 3 番の 1 件です。整理番号 3 番は、市外の法人が、農業経営の規模拡大を図るため、白石の農地 4 筆、面積 6,475 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 18 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 24 号整理番号 3 種番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 24 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 24 号整理番号 3 番は許可と決定します。続きまして、議案第 25 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 25 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 4 番の 4 件です。整理番号 1 番は、市内の法人が、隣接する岡之郷の農地を売買にて取得し、学童クラブの運動場及び露天駐車場用地として転用するもので、面積は 1,312 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、市外の法人が、本郷の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 842 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題

ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 3 番は、上栗須の I さんが本郷の農地を売買にて取得し専用住宅用地（指定集落内建物）として転用するもので、農地 1 筆、面積は 298 m²、農地区分は第 1 種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 4 番は、市外の法人が三本木の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 2 筆、面積は 1,757 m²、農地区分は 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第 25 号整理番号 1 番から 4 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 25 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 25 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 25 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 25 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に、整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 25 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 25 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に、整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 25 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 25 号整理番号 4 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 25 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 5 番から 8 番の 4 件です。整理番号 5 番は、藤岡の H さんが、本動堂の農地を売買で取得し、専用住宅用地（指定集落内建物）として転用するもので、農地 2 筆、面積は 404 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 6 番は、同じく藤岡の H さんが、本動堂の農地を売買で取得し、露天資材置場及び露天駐車場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 416 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 7 番は、市内の法人が、本動堂の農地を売買で取得し、露天資材置場用地として転用するもので、農地 3 筆、面積は 909.2 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 8 番は、市外の法人が、鮎川の農地を賃貸借にて借り受け、砂利採取の為に一時転用するもので、面積は 5,839 m²、農地区分は農振ですが、一時転用のため問題ありません。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 25 号整理番号 5 番から 8 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 25 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 25 号整理番号 5 番は許可と決定します。次に、整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 25 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 25 号整理番号 6 番は許可と決定します。次に整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 25 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 25 号整理番号 7 番は許可と決定します。次に整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 25 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 25 号整理番号 8 番は許可と決定します。続きまして、議案第 26 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 6 ページをご覧ください。議案第 26 号につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づき藤岡市長が農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めています。こちらの計画につきましては、農地の貸借の際に中間管理機構を間に挟まず、直接借人と貸人が貸借を結ぶ場合に作成される計画で、今回の対象地は 2 件です。以上で、議案第 26 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願います。

議長 ただ今、議案第 26 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 26 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 26 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 27 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 8 ページをご覧ください。議案第 27 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めることを中間管理機構へ要請するために計画を作成したもので、計画の要請の承認を求めています。今回の計画につきましては、過去に中間管理機構を通して貸し借りが結ばれ、その後借り手が解約し中間管理機構の管理になっていた農地について、新しい借り手が見つかったため貸借をむすぶもので、対象地は 1 件です。以上で、議案第 27 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ただ今、議案第 27 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 27 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 27 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 28 号農業委員会の適正な事務実施について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 9 ページをご覧ください。議案第 28 号農業委員会の適正な事務実施についてご説明いたします。農業委員会の

適正な事務実施について、令和 6 年度最適化活動の目標の設定等（案）を作成したので農業委員会の決定を求めるものであります。農業委員会は、最適化活動の目標を設定し、実施状況及び目標の達成状況について、農業委員会に関する法律、第 37 条の規定により、その結果を公表することされておりますことから案を作成したものです。10 ページをご覧ください。別記様式 1、令和 6 年度最適化活動の目標の設定等（案）でございます。令和 6 年 4 月 1 日の農業委員会の状況ですが、1 は昨年度改選された農業委員会の現体制の状況です。2 といたしまして農家・農地等の概要については、2020 年農林業センサス等の統計調査を基に記入してあります。大項目Ⅱの最適化活動の目標、（1）の農地の集積ですが、令和 6 年 3 月現在の現状の、管内の農地面積 1660ha に対し、これまでの集積面積 666ha で、集積率 40.1%、となっており、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加が課題となり集積が進まない原因となっております。目標については、藤岡市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づき、令和 9 年度末を目標年度とし、集積率 45.0%としております。今年度は集積率 41.0%を目指し、新規集積面積 14ha、今年度末の目標集積面積は、これまでの集積面積 666ha と新規集積面積 14ha の計で 680ha でございます。次に（2）の遊休農地の解消ですが、令和 5 年度利用状況調査により判明した遊休農地 97.1ha、緑区分 68.7ha、黄区分 28.4ha であり、調査の円滑な実施と土地所有者への指導徹底が課題となっております。目標として緑区分は、令和 3 年度に確認された遊休農地を 5 年間で解消することを目標とするため 21.7ha の 5 分の 1、4.3ha、黄区分については、解消のための工程表の策定方針となっておりますので関係機関と協議し、工程表を策定する予定です。新規発生遊休農地の解消目標面積 47.9ha は、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地で解消することを目標とするものでございます。次に 11 ページをご覧ください。（3）の新規参入の促進ですが、令和 3 年度から令和 5 年度の新規参入者の状況で新規参入者の農地及び農業用施設の取得が課題となっております。また、今年度の目標については、権利移動面積令和 3 年度から令和 5 年度の 3 ヶ年の平均の 1 割以上を記入するとされておりますので 3.2ha となります。最後に最適化活動の活動目標ですが、最適化活動を行う日数目標、活動強化月間の設定、新規参入者相談会の実施等を設定いたしました。推進委員等が最適化活動を行う活動日数につきましては、月当たり 10 日程度と示されておりますが、最低でも月 6 日以上ということでありましたので、6 日としました。活動については、農地の見回り活動なども 1 日とカウントすることが出来るのでご理解ご協力をお願いします。次に、活動強化月間を 3 回以上設定しなくてはならないため、目標としまして、利用状況調査と同時期になりますが、8 から 10 月を、遊休農地解消の目標とさせていただきます。新規参入相談会への参加目標につきましては、1 回として JA 主催で毎年開催している相談会へ参加していただきたいと思いますと考えております。以上で議案第 28 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

議長

ただ今、議案第 28 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 28 号農業委員会の適正な事務実施について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 28 号農業委員会の適正な事務実施について、原案のとおり決定します。続きまして、報告第 9 号・10 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 12 ページをご覧ください。報告第 9 号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、5 条が 9 件ございます。詳細については 13 ページから 14 ページの一覧表でご確認ください。続きまして、報告第 10 号ですが、議案書 15 ページから 16 ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、許可証明が 3 件、受理証明が 2 件、耕作証明が 2 件、引続き農業を行っている旨の証明が 1 件、許可取下が 1 件、許可取消が 1 件の計 10 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしくお願いいたします。

議長 ただ今、報告第 9 号・10 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和 6 年第 5 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14 時 26 分)

上記会議の顛末を記載し相違ないことを証明いたします。